



平成27年5月15日

各 位

会社名 アサガミ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 木村 健一  
(コード番号9311 東証第2部)  
問合せ先 取締役執行役員総務部長 石橋 義久  
(TEL. 03 - 6880 - 2200)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月25日開催予定の第93回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社および子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行第2条(目的)について所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役および監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、また社内外を問わず広く適任者を得られるよう、現行会社法の規定に基づき、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲で取締役会の決議によって免除することができる旨の規定を第27条(取締役の責任免除)および現行第35条(社外監査役の責任限定契約)に新設するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務を執行しない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することが可能となりましたので、第27条(取締役の責任免除)を新設および現行第35条(社外監査役の責任限定契約)の一部を変更するものであります。

なお、定款第27条(取締役の責任免除)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- (4) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月25日（予定）
定款変更の効力発生日	平成27年6月25日（予定）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p>(1) 港湾運送事業および海上運送事業</p> <p>(2) 通関業</p> <p>(3) 倉庫業</p> <p>(4) 貨物自動車運送事業</p> <p>(5) <u>貨物利用運送事業</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(6) プラント等の重量品運搬据付およびこれに関する事業</u></p> <p><u>(7) 自動車分解整備事業</u></p> <p><u>(8) 不動産の売買・仲介・賃貸および管理業務</u></p> <p><u>(9) 建物内外の清掃、保守および警備に関する業務</u></p> <p><u>(10) 建築工事業および土木工事業</u></p> <p><u>(11) 電気工事業</u></p> <p><u>(12) 建築物の設計、監理業務</u></p> <p>(13) 建築資材の<u>売買業</u></p> <p>(14) 産業廃棄物処理業および産業廃棄物収集運搬業</p> <p>(新設)</p> <p><u>(15) 労働者派遣事業</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(16) 前各号に付帯する一切の業務</u></p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p>(1) ~ (4) (現行どおり)</p> <p>(5) <u>陸上、海上、航空利用運送ならびに代理店業</u></p> <p><u>(6) 不動産の売買・仲介・賃貸借および管理業務</u></p> <p><u>(7) 印刷業および印刷物の企画、販売業</u></p> <p><u>(8) プラント等の重量品運搬据付およびこれに関する事業</u></p> <p><u>(9) 自動車分解整備事業</u></p> <p><u>(10) 建物内外の清掃、保守および警備に関する業務</u></p> <p><u>(11) 建築および土木工事に関する企画、設計、施工、請負および監理業務</u></p> <p><u>(12) 電気工事業</u></p> <p>(削除)</p> <p>(13) 建築資材の<u>販売業</u></p> <p>(14) (現行どおり)</p> <p><u>(15) ブライダルおよびメモリアル関連物品の企画、販売業</u></p> <p><u>(16) 労働者派遣事業</u></p> <p><u>(17) その他適法な一切の事業</u></p> <p><u>(18) 前各号に付帯する一切の業務</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 3 条～第 26 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 27 条～第 34 条 (条文省略)</p> <p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u></p> <p>第 35 条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の 規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 36 条～第 41 条 (条文省略)</p>	<p>第 3 条～第 26 条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第 27 条</p> <p><u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により取締役会の決議をもって、会社法第 423 条第 1 項の取締役 (取締役であったものを含む) の損害賠償責任については、法令の限度額において免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く) との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 28 条～第 35 条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 36 条</p> <p><u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により取締役会の決議をもって、会社法第 423 条第 1 項の監査役 (監査役であったものを含む) の損害賠償責任については、法令の限度額において免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 37 条～第 42 条 (現行どおり)</p>